

法人口座取引規程

第1条(規程の趣旨)

この規程は、法人のお客様が松井証券株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネット経由での取引(以下「ネットストック」といいます。)を利用するうえで、当社が取扱う商品の取引の注文等(以下「取引注文等」といいます。)に関する取決め(以下「本規程」といいます。)です。

2. 本規程は、松井証券取引規程を準用します。ただし、本規程で別途定めるものについては本規程を適用します。
3. お客様が行う取引注文等は、すべて代理人たる取引責任者が行うものとします。

第2条(取引責任者)

利用に先立ち、お客様は代理人たる取引責任者を特定し当社に届け出るものとします。

2. 取引責任者の行為は、口座名義人たる法人の行為とみなします。ただし、取引責任者は当該口座名義人の法人代表者(代表取締役)自身でも差支えありません。
3. 取引責任者は自然人1名とします。
4. 取引責任者の変更は、当社が取引責任者変更届出書を受理した時点で変更したものとみなします。

第3条(口座開設の可否)

口座開設の可否については当社内の口座開設基準で判断します。

2. 口座開設可否の基準・理由等に関しては開示しないものとします。

第4条(松井証券取引規程修正条項)

松井証券取引規程第1条(規程の趣旨)

(1)この規程は、お客様が松井証券株式会社(以下「当社」といいます。)のインターネット経由での取引(以下「ネットストック」といいます。)を利用するうえで、当社が取扱う商品の取引の注文等(以下「取引注文等」といいます。)に関する取決め(以下「本規程」といいます。)です。

(2)この規程は、2000年2月15日以降、法人口座取引規程に関する同意書、取引責任者届出書を差入れのうえ、当社に取引を申込みになった法人のお客様に適用します。

2. 松井証券取引規程第2条(会員ID、会員パスワード、暗証番号)

(1)ネットストックの利用に先立ち、当社は1法人に対し1会員IDを発行し、会員パスワードと取引時に使用する暗証番号(以下「取引暗証番号」といいます。)はお客様が登録するものとします。ただし、申込経路により会員パスワードと取引暗証番号を当社で発行する場合があります。お客様の取引注文等の際には会員ID、会員パスワード、取引暗証番号

を必要とするものとします。

(2) 会員ID、会員パスワード、取引暗証番号の取引責任者以外の第三者への貸与、譲渡、および第三者と共同して使用することを禁止します。

(3) 当社は会員ID、会員パスワード、取引暗証番号等の確認をもって当該法人の取引責任者であることの認証をします。当社が会員ID、会員パスワード、取引暗証番号等の一致を確認した場合は、取引注文等は口座名義人たる法人によってなされたとみなすものとします。

(4) 会員ID、会員パスワード、取引暗証番号の管理は法人代表者および取引責任者の責任において行うものとします。会員パスワード、取引暗証番号の登録および変更に際しては、お客様ご自身の責任で当社所定の手続を行うものとします。なお、会員パスワード、取引暗証番号については、生年月日、自宅や勤務先の電話番号や地番号、自家用車の登録番号等に現れる数字列その他、他人に推測され易い番号のご使用はご遠慮願います。

(5) 法人代表者および取引責任者の管理過失による取引責任者以外の注文、通信の傍受、盗聴、窃取、詐欺、他人に推測され易い番号のご使用等による会員ID、会員パスワード、取引暗証番号の漏洩、不正使用にかかる損害について当社は一切その責を負いません。

(6) 複数台のパソコンで、同時に同じ会員ID、会員パスワード、取引暗証番号を使用することにより発生したいかなる損害も当社はその責を負わないものとします。また、当社が複数台の使用と判断した場合は理由のいかんを問わず、お客様のサービス利用をお断りします。

3. 松井証券取引規程第4条(ネットストックの利用)

(1) お客様が当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、本人確認書類を添えて申込み、当社がこれを承諾した場合。

4. 松井証券取引規程第6条(取引の名義)

(1) ネットストックの利用にあたっては、お客様は真正な所在地、法人名等を使用するものとします。

イ. 所在地、法人名は登記簿謄本等に記載されたものと同一のものを使用するものとします。

ロ. 振込先の銀行等の口座名義も同様とします。なお、当社はあらかじめお届けいただいた法人名義の銀行等の口座以外への振込は行わないものとします。

(2) お客様は所在地、法人名、法人代表者、取引責任者、実質的支配者、代表電話番号、取引責任者の所在地、取引責任者の直通電話番号、取引責任者の携帯電話番号、事業内容、内部者登録、投資目的、取引責任者の自宅住所等の変更の際には、遅滞なく当社所定の変更手続を行うものとします。

第5条(日米租税条約表明文書への対応)

お客様は以下の内容を理解し、承諾しているものとします。

(1) 日米租税条約上の減免税率の適用を受けるための条項（特典制限規定を含む。）をすべて満たしており、最終受益者として、米国の内国歳入法第894条とその規則に該当する所得を得ること。なお、2018年3月以前にネットストック法人口座を開設したお客様に関しては、お客様からの申出がない限り、上記は口座開設時から同一で、変更がなく、かつ、真実、正確および完全であるとみなすものとする。

(2) 本条について虚偽があった場合、米国連邦法上の罰則の対象となる可能性があること。

2. 前項(1)に該当しない場合、お客様は当社にその旨を連絡するものとします。当社は、ご連絡のあったお客様について、米国源泉徴収義務者に報告するものとします。

以上

2022年3月